

6月のごみ収集日について(お知らせ)

6月のごみ収集日予定表

地区名	越 河 齋 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第 1)	5日(火)	4日(月)	1日(金)	7日(木)	1日(金)	4日(月)	6日(水)
紙 類 (第 2)	12日(火)	11日(月)	8日(金)	14日(木)	8日(金)	11日(月)	13日(水)
び ん 類 (第2・第5)	12日(火)	11日(月)	8日(金) 29日(金)	14日(木)	8日(金) 29日(金)	11日(月)	13日(水)
缶・プラスチック (第 3)	19日(火)	18日(月)	15日(金)	21日(木)	15日(金)	18日(月)	20日(水)
もやせないごみ (第 4)	26日(火)	25日(月)	22日(金)	28日(木)	22日(金)	25日(月)	27日(水)
もやせるごみ	火・金	月・木		月・水・木		火・水・金	
	5・8・12 15・19・22 26・29	4・7・11・14・18・21 25・28		4・6・7・11・13 14・18・20・21・25 27・28		5・6・8 12・13・15 19・20・22 26・27・29	

不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

紙類の出し方について

紙類は、必ず十字にひもで結び、地区の指定された日に集積所またはストックヤードに出してください。

(1) 指定日に集積所に出す場合、雨などでぬれる恐れがあるときは、資源ごみの袋に入れてください。

(2) ストックヤードに出す場合(各地区公民館、中央公民館、いきいきプラザ各敷地内に設置)

各地区公民館には、地区の紙類の指定日の午前8時30分～午後5時に紙類だけ持ち込んでください。

中央公民館には、第2金曜日の午前8時30分～午後5時に紙類だけ持ち込んでください。(市街地の方)

いきいきプラザには、第2水曜日の午前8時30分～午後4時30分に紙類だけ持ち込んでください。(市街地の方)

鷹巣、大鷹沢田中地区の方は、大鷹沢公民館(第2月曜日)または中央公民館を利用してください。

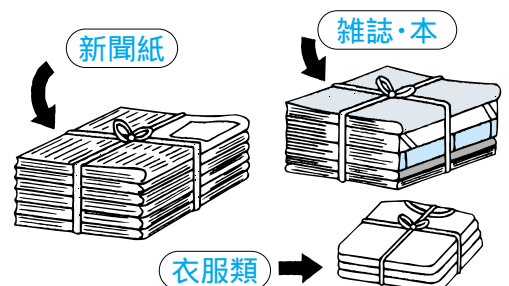
毎月第4日曜日(6月は24日)各地区ストックヤードは午前8時～午後5時、中央公民館は午前8時30分～午後5時、いきいきプラザは午前8時30分～午後4時30分にそれぞれ利用できます。



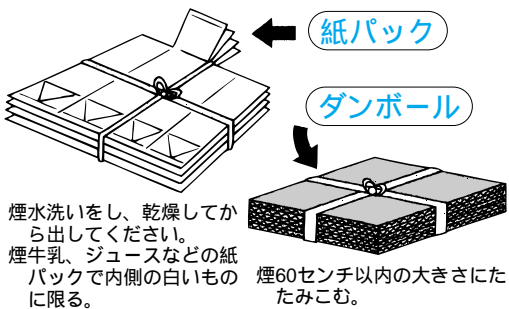
中央公民館のストックヤード

(下線部は6月より変更になりました)

紙 類



煙新聞紙には折り込みチラシを含めてもかまいません。煙雑誌類には菓子箱、ティッシュ箱、事務用紙、雑布類を含めて出してもかまいません。ただし、雑布類衣服類の材質で防水加工服、ビニール系、毛糸服、毛布類などはもやせるごみ袋に入れて出してください。



煙水洗いをし、乾燥してから出してください。煙牛乳、ジュースなどの紙パックで内側の白いものに限る。煙60センチ以内の大きさにたたみこむ。

問生活環境課 ☎22-1314

6月は土砂災害防止月間です

梅雨で長雨の降る6月は、土砂災害の多い時期です。土砂災害には、がけ崩れや地滑りなどがあります。がけ崩れは、雨で地中にしみ込んだ水分が、土の抵抗力を弱めるために斜面が突然崩れ落ちるものです。地震が原因で起きることもあります。前触れなしに突然起こることが多く、また、スピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く、死者の出る割合も高くなります。がけ崩れの恐れのある所では、

6月12日は白石市総合防災訓練の日です

昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震、および平成7年1月17日の阪神大震災を教訓とした白石市総合防災訓練を、6月12日(火)午後1時から3時30分まで、白石市白鳥地内のソニー白石セミコンダクタ株式会社を主会場として実施します。

訓練のお知らせ

午後1時に市内一斉にサイレンや鐘を鳴らして、訓練の開始を市民の皆さんにお知らせいたします。主会場では、自衛隊のヘリコプターによる空中消火訓練、煙中避



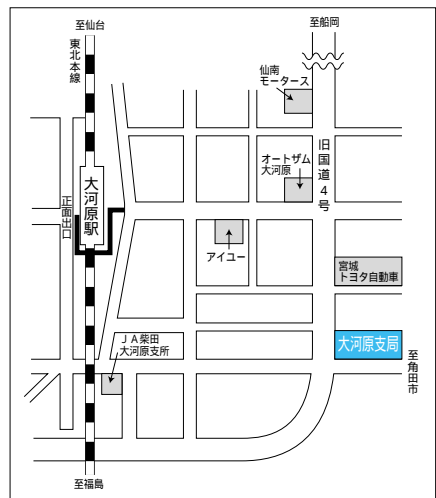
難訓練、初期消火訓練、応急復旧訓練などが行われます。問生活環境課 ☎22-1314

普段から避難場所や避難経路について家族で話し合っておくことが大切です。雨や台風、地震などの情報に常に注意し、危険を感じたら速やかに避難するようにしましょう。

こんなときは特に危険
斜面の途中から急に水がわき出した。
斜面からバラバラと小石などが落ちてきた。
石垣やコンクリートの擁壁に、ずれやはらみ、亀裂が生じた。
問建設課 ☎22-1326

管轄登記所が変わります

これまで仙台法務局白石出張所(管轄区域：白石市、蔵王町、七ヶ宿町)で取り扱っていた土地・建物などの登記は、6月4日(月)から仙台法務局大河原支局で取り扱ふこととなります。6月4日以降、不動産・商業・法人などの登記申請や各種の登記事項証明書・謄本・抄本・印鑑証明書などが必要となる場合は、大河原支局へ請求またはお越し願います。なお、各種の登記事項証明書・謄本・抄本などは、郵送でも請求



問仙台法務局大河原支局
大河原町字錦町1-1
☎0224-526053

そこが知りたい老人保健

Q1. 老人保健制度でお医者さんにかかれるのは、いつから...
A. 70歳の誕生日の翌月から誕生日が1日の人は、その月から)かかることができます。
70歳になられる方には、誕生日の中ごろにお知らせしています。なお、寝たきりなど一定の障害がある方は、65歳から該当する場合もあります。詳しくは、お問い合わせください。

Q2. 老人保健制度に該当すると、今まで使っていた保険証はどうなるのですか...
A. 国民健康保険、政府管掌保険など、加入している医療保険の資格はそのままです。
老人保健でお医者さんにかかるときは、保険証と「健康手帳」「医療受給者証」が必要になります。問保険課老人保健係 ☎22-1361

斎川子供おはやし会 斎川地区敬老会 新大鼓を披露

斎川子供おはやし会は、この度、宝くじの売上収益を財源としたコミュニケーション助成金を受け、新しい大鼓を四基購入しました。

これまでおはやし会は、地区のお祭りや市民文化祭など多くの場所で太鼓を披露してきましたが、会所有の大鼓が少なく、ほとんどほかの方より借用して活動してきました。今回の大鼓の購入でその悩みも解消し、メンバーは今まで以上に練習に熱が入っています。これからも素晴らしい、そして元気な太鼓の響きを聞かせてくれることでしょう。

